

平成28年熊本地震後の被災者支援制度等の改正について (主な改正点のみ抜粋)

【令和3年1月 追補】

- | | | | |
|---|-----|---|---|
| ① 「災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準」の改正による住宅の応急修理制度対象の拡充と「準半壊」の新設 | ．．． | P | 2 |
| ② 被災者生活再建支援法の改正による支援金受給対象の拡充と「中規模半壊」の新設 | ．．． | P | 3 |
| ③ 応急修理期間中における応急仮設住宅の使用 | ．．． | P | 5 |
| <①～③の制度改正に伴う，「関連する支援制度（住宅支援）」の改編> | ．．． | P | 6 |

① 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の改正による住宅の応急修理制度対象の拡充と「準半壊」の新設

【改正日等】 令和元年10月23日改正

【改正内容】

令和元年房総半島台風（台風15号）による被害等を踏まえ、災害救助法による住宅の応急修理制度の対象が拡充され、従来の一部損壊の住宅のうち半壊等に準ずる程度の被害が生じた住宅（準半壊）について支援の対象とされました。

※平成31年4月1日以降発生した災害から適用。

※この改正に伴い、り災証明書の被害認定区分（内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」）が、下図のように改められました。

【り災証明書の被害認定区分の改正】

全壊（損害割合50%以上）

大規模半壊
（損害割合40%以上50%未満）

半壊（損害割合20%以上40%未満）

半壊に至らない※一部損壊
（損害割合20%未満）

改正

全壊（損害割合50%以上）

大規模半壊
（損害割合40%以上50%未満）

半壊（損害割合20%以上40%未満）

準半壊（損害割合10%以上20%未満）

準半壊に至らない※一部損壊
（損害割合10%未満）

② 被災者生活再建支援法の改正による支援金受給対象の拡充と「中規模半壊」の新設

【改正日等】 令和2年12月4日施行

【改正内容】

平成30年11月、全国知事会からの被災者生活再建支援制度の半壊世帯への対象拡充に関する提言以降、内閣府と全国知事会による意見交換及び協議を経て、従来の「半壊」の中でも被害程度の大きい「中規模半壊」が支援金の支給対象となりました。

※令和2年7月豪雨被害から適用。

※この改正に伴い、り災証明書の被害認定区分と被災者生活再建支援制度に基づく支援金額が、下図のように改められました。

【り災証明書の被害認定区分の改正】

全壊（損害割合50%以上）

大規模半壊（損害割合40%以上50%未満）

半壊（損害割合20%以上40%未満）

準半壊（損害割合10%以上20%未満）

一部損壊（損害割合10%未満）

改正

全壊（損害割合50%以上）

大規模半壊（損害割合40%以上50%未満）

中規模半壊（損害割合30%以上40%未満）

半壊（損害割合20%以上30%未満）

準半壊（損害割合10%以上20%未満）

一部損壊（損害割合10%未満）

【被災者生活再建支援制度に基づく支援金額の改正】

単位：万円

基礎支援金		加算支援金	
全壊・半壊 (大規模半壊含む) で解体	100	建設・購入	200
		補修	100
		賃借	50
大規模半壊	50	建設・購入	200
		補修	100
		賃借	50



単位：万円

基礎支援金		加算支援金	
全壊・半壊 (大規模半壊含む) で解体	100	建設・購入	200
		補修	100
		賃借	50
大規模半壊	50	建設・購入	200
		補修	100
		賃借	50
中規模半壊	無	建設・購入	100
		補修	50
		賃借	25

③ 応急修理期間中における応急仮設住宅の使用

【改正日等】 令和2年7月 内閣府（防災担当）通知

【改正内容等】

応急修理制度は、被災者が自宅で生活できるようにすることが目的との理由から、これまでは同制度を利用した場合、応急仮設住宅への入居は認められていませんでした。

しかし、工事業者不足等のため、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が多数存在したことから、令和2年7月豪雨の被災者から、**応急修理完了までの間、一時的な住まいとして応急仮設住宅（賃貸型）への入居が可能**となりました。

【概要】

対象者：応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる者で、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者

使用期間：災害発生の日から原則6ヵ月
（応急修理が完了した場合は、速やかに退去すること）

＜①～③の制度改正に伴う、「関連する支援制度（住宅支援）」の改編＞ （令和2年7月豪雨の場合）

判定結果 支援制度		全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊
		災害救助法 に基づく支援	応急仮設住宅（建設型 賃貸型） 最長2年間無償利用が可能 ← 居住する住宅が無い，長期避難等の条件付きで入居可能 →			
← 居住可能となれば該当 → 住宅の応急修理 修理限度額59万5千円 ※修理期間中（6ヵ月以内）は，応急仮設住宅（賃貸型）を利用可能						
被災者生活 再建支援金	基礎 支援	100万円	50万円			【支給額は判定結果による】
	加算 支援	建・購 200万円 補 修 100万円 賃 貸 50万円	解体・長期避難の場合は，「全壊」と同額を支給		建・購 100万円 補 修 50万円 賃 貸 25万円	【支給額は住宅の再建方法による】
		※基礎支援金・加算支援金共に1人世帯の場合は，上記金額の75%を支給				
被災建物等解体・ 撤去制度 (公費解体)		損壊家屋の解体撤去 ・市区町村が主体となる解体が対象 ・個人で解体した場合も遡及して対象				